

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

更に、持続可能な社会の実現を目指し、サプライチェーン全体で、「相互信頼に基づく相互発展」「法令遵守」「環境に配慮した調達（グリーン調達）」等に留意し、調達活動に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

型管理の適正化に取り組み、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して生産打ち切り後の型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は、可能な限り全額現金で支払います。また、支払いサイトは60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、短納期発注や急な仕様変更を行わないよう努めます。やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には増加コストを負担するよう努めます。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続などに配慮します。

3. その他

当社は公正な取引を通じてサプライヤーの皆様と信頼関係を築くと共に、相互の発展を図っていきます。

2024年3月25日

TPR株式会社

代表取締役社長 矢野 和美